

**議会運営委員会
協議事項
全員協議会**

令和8.6.10(水)午前10時
令和8.6.11(木)午前9時30分

1 追加議案等について

2 本会議2日目から4日目までの運営について

(1) 市長提出追加事件について

ア 市長提出事件

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 第88号議案 | 訴えの提起について(浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求) |
| 第89号議案 | 令和8年度浜松市一般会計補正予算(第3号) |
| 第90号議案 | 令和8年度浜松市水道事業会計補正予算(第1号) |

(2) 討論について

通告書の提出期限

- | | | | |
|------------|----|----------|------------|
| 早期議決を要する議案 | …… | 6月11日(木) | 委員会終了後速やかに |
| その他の議案 | …… | 6月17日(水) | 正午 |

(3) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

4 陳情・意見書の調整について

- (1) イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書について陳情
(こどもたちの食の未来のネットワークはままつ 川田忍さん提出)
- (2) 消防団の持続可能な運営と地域防災力の強化に関する意見書 (自由民主党浜松提出)
- (3) 物流対策強化・自動運転施策の推進を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (4) 造血幹細胞移植後の予防接種における助成等を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (5) 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (6) 中小製造業の存続支援強化を求める意見書 (創造浜松・国民民主党浜松提出)

(7) ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

(公明党提出)

(8) 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書 (公明党提出)

(9) 非核三原則の堅持を求める意見書

(日本共産党浜松市議団提出)

5 9月定例会の質問等について (議運のみ)

追加提案

1 訴えの提起について

浜松市企業立地支援事業費補助金の返還を請求する訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするもの

2 補正予算

- ・令和8年度浜松市一般会計補正予算（第3号）及び令和8年度浜松市水道事業会計補正予算（第1号）

国の令和8年度補正予算に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、物価高騰に直面する市民及び市内事業者の支援に要する経費を追加するもの

浜財財第10号
令和8年6月10日

浜松市議会議長 渥美 誠 様

浜松市長 中野 祐介

5月市議会定例会における早期議決依頼について

5月市議会定例会に提出を予定している案件のうち下記の案件について、早期の議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期議決依頼案件

訴えの提起について（浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求）

2 早期審議・議決依頼の理由

浜松市企業立地支援事業費補助金の返還を請求する訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものである。

市は、株式会社HK. HOSOKAWAに対する浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求について、権利の実現を保全するため、令和8年5月12日、裁判所に対し債務者である株式会社HK. HOSOKAWAが所有する本件不動産に対する仮差押命令を申し立てた。裁判所は、当該申立てを認め、同月15日、市に3500万円の担保を立てさせて本件不動産に対する仮差押を決定し、市は同月26日、登記が完了したことを確認した。仮差押命令は仮に権利を保全するための制度であり、引き続いて、速やかに本案の訴訟を提起する必要がある。

以上の理由から、早期の審議・議決をお願いするものである。

日 程 表 (変 更)

〔 会 期 自 5 月 2 8 日 (木) の 2 8 日 間
至 6 月 2 4 日 (水) 〕

令和 8 年 5 月 定 例 会

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 開 議 時 刻 | 会 議 場 所 | 会 議 の 内 容 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------|--------------|-------------|---|---|
| 5月21日 | 木 | 議 会 運 営 委 員 会 (現) | 午 前 10 時 | 第 1 委 員 会 室 | ◎ 4 月 1 日 付 人 事 異 動 者 の 紹 介 1 運 営 委 員 候 補 者 の 届 出 に つ い て 2 第 2 回 定 例 会 の 運 営 に つ い て 3 そ の 他 | ○ 招 集 告 示 ○ 議 案 配 付 ※ 討 論 通 告 期 限 (専 決 処 分 の 承 認) … 午 後 5 時 |
| | | 全 員 協 議 会 | 午 後 1 時 30 分 | 全 員 協 議 会 室 | ◎ 4 月 1 日 付 人 事 異 動 者 の 紹 介 1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 そ の 他 | |
| | | 人 事 問 題 調 整 会 議 | 全 協 終 了 後 | 第 1 委 員 会 室 | 人 事 問 題 に つ い て < 非 公 開 > | (当 局 出 席 不 要) |
| 22日 | 金 | | | | | |
| 23日 | (土) | | | | | |
| 24日 | (日) | | | | | |
| 25日 | 月 | 議 会 運 営 委 員 会 (現) | 午 前 10 時 | 第 1 委 員 会 室 | 人 事 問 題 調 整 会 議 の 協 議 結 果 に つ い て | |
| | | 人 事 問 題 調 整 会 議 | 午 前 11 時 | 第 1 委 員 会 室 | 人 事 問 題 に つ い て < 非 公 開 > | (当 局 出 席 不 要) |
| 26日 | 火 | | | | | |
| 27日 | 水 | | | | | |
| 28日 | 木 | 全 員 協 議 会 | 午 前 9 時 30 分 | 全 員 協 議 会 室 | 1 人 事 問 題 調 整 会 議 の 協 議 結 果 に つ い て 2 そ の 他 | |
| | | 本 会 議 | 午 前 10 時 | 議 場 | 1 諸 般 の 報 告 2 会 期 の 決 定 3 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 休 憩 (議 案 説 明 会) ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 4 議 会 運 営 委 員 及 び 正 副 委 員 長 選 任 5 そ の 他 | |
| 29日 | 金 | 天 竜 区 特 別 委 員 会 | 午 前 10 時 | 第 1 委 員 会 室 | 付 議 事 項 の 協 議 等 | |
| 30日 | (土) | | | | | |
| 31日 | (日) | | | | | |
| 6月1日 | 月 | | | | | |
| 2日 | 火 | | | | | |
| 3日 | 水 | | | | | ※ 質 問 通 告 期 限 … 正 午 |
| 4日 | 木 | | | | | |
| 5日 | 金 | | | | | |
| 6日 | (土) | | | | | |
| 7日 | (日) | | | | | |
| 8日 | 月 | | | | | |
| 9日 | 火 | 大 都 市 制 度 ・ 行 財 政 改 革 特 別 委 員 会 | 午 後 3 時 | 第 2 委 員 会 室 | 各 種 報 告 事 項 等 | |
| 10日 | 水 | 議 会 運 営 委 員 会 (新) | 午 前 10 時 | 第 1 委 員 会 室 | 1 本 会 議 2 日 目 か ら 4 日 目 ま で の 運 営 に つ い て 2 意 見 書 等 の 調 整 に つ い て 3 そ の 他 | |
| 11日 | 木 | 全 員 協 議 会 | 午 前 9 時 30 分 | 全 員 協 議 会 室 | 1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 そ の 他 | ※ 早 期 議 決 議 案 の 討 論 通 告 期 限 … 委 員 会 終 了 後 速 や か に 提 出 |
| | | 本 会 議 | 午 前 10 時 | 議 場 | 1 代 表 質 問 2 追 加 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 3 そ の 他 | |
| | | 環 境 経 済 委 員 会 | 本 会 議 終 了 後 | 第 3 委 員 会 室 | 付 託 議 案 審 査 (早 期 議 決 議 案) | |
| 12日 | 金 | 本 会 議 | 午 前 10 時 | 議 場 | 一 般 質 問 | |
| 13日 | (土) | | | | | |
| 14日 | (日) | | | | | |
| 15日 | 月 | 本 会 議 | 午 前 10 時 | 議 場 | 1 一 般 質 問 2 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ (討 論) ・ 採 決 3 追 加 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 4 そ の 他 | |

| 月 日 | 曜日 | 会 議 名 | 開議時刻 | 会議場所 | 会 議 の 内 容 | 備 考 |
|-----|-----|---|---------|--|-----------------------------|------------|
| 16日 | 火 | 総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会 | 午前9時30分 | 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室 | 付託議案審査 | |
| 17日 | 水 | | | | | ※討論通告期限…正午 |
| 18日 | 木 | | | | | |
| 19日 | 金 | 危機管理・交通政策 特別委員会 | 午前10時 | 第1委員会室 | 各種報告事項等 | |
| 20日 | (土) | | | | | |
| 21日 | (日) | | | | | |
| 22日 | 月 | | | | | |
| 23日 | 火 | 議会運営委員会(新) | 午前10時 | 第1委員会室 | 1 定例会最終日の運営について 2 その他 | |
| 24日 | 水 | 全 員 協 議 会 | 午前9時30分 | 全 員 協 議 会 室 | 1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他 | |
| | | 本 会 議 | 午前10時 | 議 場 | 1 委員長報告・質疑(討論)・採決 2 その他 | |

議 事 日 程 (第8号)

令和8年6月11日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問
- 第 3 第 88 号 議 案 訴えの提起について(浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求)

議 事 の 順 序 (第2日)

令和8年6月11日(木) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 議 案 上 程…… 日程第 3 第 88 号 議 案
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委 員 会 付 託
- 5 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第9号)

令和8年6月12日(金) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和8年6月12日(金) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第10号)

令和8年6月15日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 88 号 議 案 訴えの提起について(浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求)
- 第 4 第 89 号 議 案 令和8年度浜松市一般会計補正予算(第3号)
- 第 5 第 90 号 議 案 令和8年度浜松市水道事業会計補正予算(第1号)

議 事 の 順 序 (第4日)

令和8年6月15日(月) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 題 の 宣 告……日程第 3 第 88 号 議 案
 - (1) 委 員 長 報 告……環境経済委員長
 - (2) 委員長報告に対する質疑
(討 論)
 - (3) 採 決
- 5 議 案 上 程……
 - 〔日程第 4 第 89 号 議 案
 - 〔日程第 5 第 90 号 議 案
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託
- 6 休 会 の 決 定
- 7 散 会 の 宣 告

令和8年第2回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

- 第 89 号議案 令和8年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金
第23款 繰越金

環境経済委員会

- 第 88 号議案 訴えの提起について（浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求）
- 第 89 号議案 令和8年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳出予算中
第4款 衛生費中
第4項 環境費
第6款 農林水産業費
第7款 商工費

建設消防委員会

- 第 89 号議案 令和8年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳出予算中
第4款 衛生費中
第7項 公営企業会計支出金
- 第 90 号議案 令和8年度浜松市水道事業会計補正予算（第1号）



08 静後広事第 250 号
令和 8 年 5 月 25 日

各市議会議長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
選挙長 若林 美穂



静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について（通知）

日頃、後期高齢者医療制度の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 5 月 1 日に告示しました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、候補者届出の受付（令和 8 年 5 月 17 日から 5 月 23 日まで）をしたところ、市議会議員区分から選出する議員の候補者の数が選挙すべき議員の数を超えました。

つきましては、貴市議会の直近の本会議において、投票による選挙（市議会議員区分のみ）を実施していただくようお願い申し上げます。

併せて、選挙結果を別添「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第 4 号）」により、報告していただくようお願い申し上げます。

なお、候補者については下記のとおりです。

記

1 候補者の氏名、住所及び公職名

- | | | |
|-----------|--------------------|-----------|
| (1) 丹沢 卓久 | 静岡市葵区東鷹匠町 2 番 31 号 | 静岡市議会議長 |
| (2) 鈴木 俊治 | 伊豆の国市堀之上 7 | 伊豆の国市議会議長 |
| (3) 佐野 武次 | 袋井市東同笠 1 1 4 6 - 2 | 袋井市議会議長 |
| (4) 四ツ谷 恵 | 島田市月坂二丁目 4 番地の 8 | 島田市議会議員 |

【添付文書】

- ・候補者氏名表
- ・選挙実施に係る留意点
- ・選挙運動についての写し
- ・選挙議事次第書（参考）
- ・選挙結果報告書

以上

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
担当 総務室 勝又
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 5 9 番地の 7
ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
TEL 054-270-5520 FAX 054-272-3312

令和8年5月1日告示
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）

候 補 者 氏 名 表

| | |
|-----------------|-----------|
| (ふりがな) 候補者氏名 | たんざわ たかひさ |
| | 丹沢 卓久 |
| 公職等の種類 | 静岡市議会議長 |
| 所属政党 | 自由民主党 |
| (ふりがな) 候補者氏名 | すずき としはる |
| | 鈴木 俊治 |
| 公職等の種類 | 伊豆の国市議会議長 |
| 所属政党 | 無所属 |
| (ふりがな) 候補者氏名 | さの たけじ |
| | 佐野 武次 |
| 公職等の種類 | 袋井市議会議長 |
| 所属政党 | 無所属 |
| (ふりがな) 候補者氏名 | よつや めぐみ |
| | 四ツ谷 恵 |
| 公職等の種類 | 島田市議会議員 |
| 所属政党 | 日本共産党 |



令和8年5月4日

(あて先)浜松市議会議長 宛

こどもたちの食の未来のネットワークはままつ
(代表者)

住 所 浜松市中央区神ヶ谷町 8188-2

氏 名 川田忍



外 0名

イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書 について陳情

要 旨 (陳情/事項を簡単に)

地方自治法第99条の規定により、イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書を提出してほしい。

提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

理 由 (陳情/要望事項を詳細に)

国への意見書は、この地域で大切に思っていることを浜松市の声として国へ届ける方法だと思えます。浜松市の声として国へ届ける言葉は、同時に浜松市民へ、特に次の世代を生きる若者に見せる背中となります。

2026年2月28日に発生したイランを巡る紛争は、これまでの国際秩序を根底から揺るがし、世界情勢を劇的に変貌させました。経済的な影響だけでなく、本市は「平和都市宣言」に基づき世界の恒久平和に貢献する立場を明確にしており、平和維持への取り組みは、決して国政だけにとどまることなく、地域から取り組むことも大切であり、未来を担う子供たちや若い世代に平和への思いを伝えていくことが必要であるとしています。

これは地方公共団体の公益に関する事件であるため、浜松市から国への意見書として、平和への思いを声にさせていただきたく陳情いたします。

意見書(案)

米国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃並びにそれに対するイランの報復攻撃により、多くの尊い命が失われていること、また、国際社会に大きな混乱が生じていることに、私たちは深い憂慮を表明する。中東地域における軍事衝突の激化は、世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や物価高騰などを通じて、日本国民及び本

市市民の生活にも重大な影響を及ぼす可能性がある。イラン政府による自国民への弾圧及び疑いのある核兵器開発は、国際法や国際人権法上許されないことであるが、いかなる理由があろうとも、軍事行動は平和的解決の道を開ざすものとして、断じて容認できるものではない。今こそ求められるのは、軍事的解決ではなく対話と外交による平和的解決である。よって、私たちは、これ以上の犠牲者を出さないため、米国、イスラエル及びイランに対し、直ちに全ての軍事行動を停止するよう、また、日本政府に対し、即時停戦と対話再開に向けた積極的な外交努力を主導するよう強く求める。

(横須賀市議会 意見書を参照)

消防団の持続可能な運営と地域防災力の強化に関する意見書（案）

近年、風水害や地震等の災害が多発・激甚化する中、消防団は地域に根差し、災害時に即応する消防機関として地域防災力の中核を担っている。

一方、令和7年4月時点の団員数は73.2万人で、過去10年間に12.8万人減少し、被用者比率の上昇もあって、従来どおりの運営・活動を前提とした体制の維持は難しくなっている。

さらに、団員処遇の改善、資機材や拠点施設の整備・更新、連絡体制の高度化に伴い、経費負担も増大している。加えて、運営費を住民等からの協力金（寄附金等）に依存する運用は、横浜地方裁判所平成22年3月24日判決等を踏まえ、全国的に見直しが進められている。

よって、国においては、地方公共団体が必要な消防団体制を持続的に確保できるよう、普通交付税・特別交付税等による地方財政措置の充実と算定の精緻化について、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 消防団員報酬等に係る普通交付税措置は、人口基準による算定と実態に乖離があるため、中山間地域や広域合併自治体等の実情（分団数、地勢、災害リスク等）を反映した算定に見直し、算入不足が生じる場合は特別交付税等で補完すること。
- 2 資機材・車両や拠点施設（詰所・車庫等）の整備更新・耐震化について、更新時期の集中や地域差で体制維持に支障が生じないように、普通交付税、特別交付税、補助制度、地方債等による財政措置を拡充し、計画的更新に向けた制度運用を改善すること。
- 3 消防団運営に伴う金銭の取扱いは、報酬等（個人支給）と団運営経費（公務上の必要経費）を明確に区分し、徹底すること。あわせて、協力金（寄附金等）の割当てや半強制的な集金を防ぐため、地方財政法第4条の5の趣旨と判例等を踏まえたガイドラインを明確化し、自治体への助言・点検を強化し、地方財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消防団の持続可能な運営と地域防災力の強化に関する意見書（案）

近年、風水害や地震等の災害が多発・激甚化する中、消防団は地域に根差し、災害時に即応する消防機関として地域防災力の中核を担っている。

一方、令和7年4月時点の団員数は73.2万人で、過去10年間に12.8万人減少し、被用者比率の上昇もあって、従来どおりの運営・活動を前提とした体制の維持は難しくなっている。

さらに、団員処遇の改善、資機材や拠点施設の整備・更新、連絡体制の高度化に伴い、経費負担も増大している。加えて、運営費を住民等からの協力金（寄附金等）に依存する運用は、横浜地方裁判所平成22年3月24日判決等を踏まえ、全国的に見直しが進められている。

よって、国においては、地方公共団体が必要な消防団体制を持続的に確保できるよう、普通交付税・特別交付税等による地方財政措置の充実と算定の精緻化について、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 消防団員報酬等に係る普通交付税措置は、人口基準による算定と実態に乖離があるため、中山間地域や広域合併自治体等の実情（分団数、地勢、災害リスク等）を反映した算定に見直し、算入不足が生じる場合は特別交付税等で補完すること。
- 2 資機材・車両や拠点施設（詰所・車庫等）の整備更新・耐震化について、更新時期の集中や地域差で体制維持に支障が生じないように、普通交付税、特別交付税、補助制度、地方債等による財政措置を拡充し、計画的更新に向けた制度運用を改善すること。
- 3 消防団運営に伴う金銭の取扱いは、報酬等（個人支給）と団運営経費（公務上の必要経費）を明確に区分し、徹底すること。あわせて、地方財政法第4条の5の趣旨と判例等を踏まえたガイドラインを明確化し、自治体への助言・点検を強化し、地方財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

物流対策強化・自動運転施策の推進を求める意見書（案）

我が国の物流は、国民生活と経済活動を支える重要な社会基幹インフラであるが、人口減少に伴う担い手不足や「物流の2024年問題」への対応、さらには燃料価格の高騰や相次ぐ自然災害などにより、その持続可能性が大きく揺らいでいる。特に、物流業界が抱える「長時間労働・低賃金」という構造的課題は依然として解消されておらず、このままでは2030年に国内輸送力の34.1%が不足するという深刻な事態が予測されている。

また、依然として高水準にある宅配便の再配達は、ドライバーの労働負担のみならず、年間約25.4万トンのCO₂排出をもたらすなど環境負荷の面でも看過できない課題である。一方で「置き配」の標準サービス化を進めているが、紛失・破損時の責任分界点が不明確なままでは現場の混乱を招きかねない。

こうした危機を乗り越えるためには、物流DXやレベル4自動運転トラック、配送ロボットの社会実装を加速させ、物流全体の高度化と省力化を強力に推進することが不可欠である。

よって、国においては、物流革新の「集中改革期間」における取組を強化し、持続可能な物流体制を確立するため、下記事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

1 荷物受取環境の整備と責任分界点の明確化

標準宅配便運送約款における置き配時の紛失・破損等に関する責任分界点の明確化や混乱を防ぐ運用指針の策定を推進するとともに、宅配ボックス等の受取インフラ整備への財政支援拡充や啓発活動の強化を通じて、多様な受取方法の普及と再配達の削減を強力に図ること。

2 物流DXの推進と自動運転技術の社会実装支援

物流データ連携やパレット規格統一等の物流標準化を推進し、中小物流事業者のデジタル化・省力化投資を支援するとともに、レベル4自動運転トラックや配送ロボットの社会実装に向けた制度整備・インフラ整備及び高精度地図等のデジタル基盤構築を加速させること。

3 物流人材の確保とサプライチェーンの強靱化

適正運賃収受と価格転嫁を徹底するため、「物流Gメン」による監視・指導体制を強化して労働環境の改善と人材確保を図るとともに、災害時や有事に対応可能な物流ネットワークの強化及びモーダルシフト等による持続可能な物流体系への転換を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

造血幹細胞移植後の予防接種における助成等を求める意見書（案）

造血幹細胞移植を受けた患者は、定期予防接種により獲得した免疫が低下もしくは消失し、重篤な感染症に罹患する高いリスクを負うため、再び免疫を獲得するためには、移植後に予防接種を再度受けることが必要である。

しかしながら、移植後に必要な予防接種の多くは予防接種法に基づかない任意の予防接種であり、患者の自己負担となっている。

予防接種は複数回の接種が必要である場合も多いことから、経済的負担は大きく、本市における再接種の助成対象は18歳未満となっている。

また、自治体によって助成の有無や対象年齢が異なり、居住地による不公平が生じている。

移植後の予防接種は、患者個人の健康を守るだけでなく、感染症の発症や重症化を防ぐことで医療費の抑制および公衆衛生の向上にも寄与することから、必要不可欠な医療行為を自己負担に委ねる現状は、医療保険制度の理念にも反する。

よって国においては、造血幹細胞移植後において医学的に必要と認められる予防接種について、定期接種化または全国一律の公的助成制度を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

免疫機能が低下または消失した者に対する予防接種の公的支援を求める意見書（案）

造血幹細胞移植、骨髄移植及び抗がん剤治療等を受けた患者は、定期予防接種により獲得した免疫が低下もしくは消失し、重篤な感染症に罹患する高いリスクを負うため、再び免疫を獲得するためには、移植後に予防接種を再度受けることが必要である。

しかしながら、こうした再接種の多くは、現行の予防接種法に基づく定期接種の対象外とされ、任意接種として患者の自己負担に委ねられているのが現状である。さらに、これらの予防接種は複数回の接種を要する場合が多く、患者及びその家族にとって大きな経済的負担となっている。

また、本市においては再接種に対する助成制度が設けられているものの、その対象は18歳未満に限定されており、成人患者への支援は十分とは言えない。加えて、自治体ごとに助成制度の有無や対象範囲、助成内容が異なることにより、居住地による格差が生じている。

移植後の予防接種は、患者個人の健康を守るだけでなく、感染症の発症や重症化を防ぐことで医療費の抑制及び公衆衛生の向上にも寄与することから、必要不可欠な医療が自己負担に依存している現状は、医療の公平性の観点からも大きな課題である。

よって、国においては、造血幹細胞移植、骨髄移植及び抗がん剤治療等により免疫機能が低下または消失した者に対し、医学的に必要と認められる予防接種について、助成制度の対象となる定期接種への位置づけまたは全国一律の公的助成制度の創設を早急に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

近年、人口減少や少子高齢化の進展により、地域公共交通の担い手不足が深刻化している。特に中山間地域や公共交通空白地域では、住民の日常的な移動手段の確保が大きな課題となっており、高齢者の運転免許返納後の移動支援の必要性が一層高まっている。

また、高齢運転者による交通事故は依然として社会的課題であり、安全・安心な地域交通体系への転換が求められている。一方で、自動運転技術は急速に進展しており、国においてもレベル4自動運転の実装推進やデジタル田園都市国家構想の下、自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組が進められている。

既に全国各地で自動運転バスやグリーンスローモビリティ等の実証実験が行われているが、導入・運営に係る財政負担、遠隔監視体制、道路インフラ整備、通信環境整備、人材確保等の課題が山積している。

よって、国においては、持続可能な地域交通を確保し、自動運転移動サービス等の社会実装を着実に推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自動運転移動サービス等が実証実験段階にとどまらず、社会実装が進み、恒常的な事業へ移行できるよう制度・財政支援を強化すること。
- 2 地域モビリティ産業との連携による自動運転関連技術の研究開発及び人材育成を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

近年、人口減少や少子高齢化の進展により、地域公共交通の担い手不足が深刻化している。特に中山間地域や公共交通空白地域では、住民の日常的な移動手段の確保が大きな課題となっており、高齢者の運転免許返納後の移動支援の必要性が一層高まっている。

また、高齢運転者による交通事故は依然として社会的課題であり、安全・安心な地域交通体系への転換が求められている。一方で、自動運転技術は急速に進展しており、国においてもレベル4自動運転の実装推進やデジタル田園都市国家構想の下、自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組が進められている。

既に全国各地で自動運転バスやグリーンスローモビリティ等の実証実験が行われているが、導入・運営に係る財政負担、遠隔監視体制、道路インフラ整備、通信環境整備、人材確保等、多くの課題が残されている。

よって、国においては、持続可能な地域交通を確保し、自動運転移動サービス等の社会実装を着実に推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自動運転移動サービス等が実証実験段階にとどまらず、社会実装が進み、恒常的な事業へ移行できるよう制度・財政支援を強化すること。
- 2 自動運転車両の安全な運行に不可欠な遠隔監視体制の整備及び運用に対し、必要な制度の明確化及び技術支援を講ずること。
- 3 地方公共団体と交通事業者、自動運転関連事業者との連携による自動運転関連技術の研究開発及び人材育成を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小製造業の存続支援強化を求める意見書（案）

中東情勢の緊迫化により原油価格の高騰と供給不安が深刻化している。

我が国は原油の約9割を中東に依存しており、ナフサをはじめとする石油化学原料の調達難・価格急騰が、製造業全体に深刻な影響を及ぼしている。

帝国データバンクの調査によれば、中東情勢による原油高騰・供給不安が経営に「マイナス影響がある」と回答した企業は96.6%に上り、特にナフサ不足は国内製造業約4.7万社（うち約9割が中小企業）に波及する可能性が高いと指摘されている。

本市は、輸送用機器（自動車・バイク）、光・電子、楽器、繊維など、多様な中小製造業が集積する「ものづくり都市」である。これらの産業は、市内総生産の基幹をなし、雇用や地域経済を支えている。特に、特殊技術を有する中小企業群は、地方産業の根底を支える存在であり、代替の利かない高度な加工技術やノウハウを有している。

供給難による原材料価格の高騰は価格転嫁が困難な中小企業の収益性を圧迫し、黒字経営でありながら資金繰り悪化による「黒字倒産」のリスクを高めている。

原材料の一部に入手困難なものが出ており、製造の現場では操業の維持が困難となってきた。現在の状況が長引けば、雇用の維持が難しくなる。

また、経営者の高齢化に伴う後継者不在問題が深刻化しており、特殊技術を有する企業が事業解散に追い込まれるケースが増加すれば、浜松の産業基盤そのものが失われるおそれがあるだけでなく、ひいては国全体の経済安全保障にも直結する。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 中東情勢による原材料供給難・価格高騰対策として、中小製造業向け緊急経営安定化基金の創設及び直接補助金の拡充を行い、特に原材料コスト負担軽減と資金繰り支援を講じ、黒字倒産の防止を図ること。
- 2 後継者不在により特殊技術を有する企業の事業解散を防止するため、事業承継支援の抜本的強化を行い、税制優遇の拡充、M&A促進補助金・後継者育成プログラムの増額、第三者承継支援を重点的に実施すること。
- 3 企業向け事業継続計画（BCP）策定支援と併せ、供給難下での原材料備蓄・代替調達に係る中小企業向け財政措置を講じ、雇用の維持のための補助制度

など、産業基盤の持続可能性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業の存続支援強化を求める意見書（案）

中東情勢の緊迫化は、我が国の原油価格の高騰及び石油化学原料の供給不安をもたらし、製造業をはじめあらゆる産業に深刻な影響を及ぼしている。帝国データバンクの調査（調査期間：2026年4月3日～7日）では、中東情勢による原油高騰・供給不安が経営に「マイナス影響がある」と回答した企業は96.6%に上り、特にナフサ不足は国内製造業約4.7万社（うち約9割が中小企業）に波及する可能性が高いと指摘されている。

本市は、輸送用機器（自動車・バイク）、光・電子、楽器、繊維など、多様な製造業が集積する「ものづくり都市」である。これら製造業においても入手困難な原材料が一部に見られ、操業の継続に影響が出始めているほか、原材料価格の高騰は企業の収益性を圧迫し、雇用の維持や黒字倒産のリスクをも高めている。

さらに、製造業の中には代替の効かない高度な加工技術やノウハウを有する中小企業が存在するが、今般の中東情勢により、こうした中小企業が事業継続困難となれば地方経済に特に大きな影響を及ぼすことになるなど、中小企業に対する存続支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、原材料価格の高騰対策及び事業継続支援など下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 日本政策金融公庫等の低利融資枠を大幅に拡充し、無利子・無担保に準じた緊急融資制度を創設するなど迅速に利用できる資金繰り支援を拡充すること。
- 2 事業承継税制の特例措置の延長・拡大、M&Aや第三者承継に係る費用補助を拡充するなど事業承継支援を強化すること。
- 3 ナフサ不足に伴う原材料備蓄・代替調達に係る支援及び雇用の維持のための補助制度など産業基盤の持続性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、一日も早く法的に位置付けすること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会を拡充すること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。また、年間約5000人の極低出生体重児がドナーミルクを必要としているが、実利用者は約1400人であり、3割程度しかカバーできていない現状がある。

現在我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が、国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを全国約130の医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置づけられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、一日も早く法的に位置づけすること。
- 2 ドナーミルクの安全性を確保し安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会を拡充すること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子供に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、2024年6月の法改正により、国や地方公共団体が支援に努める対象として明確に位置づけられたところである。

一方で、ケアラーは子供に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 全てのケアラーを対象とした国及び地方公共団体の責務と役割を明らかにする法的枠組みを整備すること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、レスパイト確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是とし、核軍縮・核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた中、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、官民一体となって、国際平和を主導する役割を期待されている。

一方で、国政の一部において非核三原則の見直しを求める声が上がっている。これに対して、日本原水爆被害者団体協議会などが参画する核兵器をなくす日本キャンペーンは、3月に2026国家安全保障戦略への提言を発表し、仮に日本国内に米国の核兵器が持ち込まれれば、相手国が先制的に核攻撃に踏み切る可能性を高め、抑止どころか日本の安全保障を大きく損なう危険性があると警告した。

非核三原則の見直しは、市制100周年に『平和都市宣言』を行ない、核兵器のない世界の実現を市民とともに目指してきた浜松市の精神に照らして看過できない。

近年、核を保有する中国やミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続く中、広島・長崎のような非人道的惨禍を繰り返さないためにも、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力を放棄することなく、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくべきである。

よって、国においては、核兵器の廃絶を通じて、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和を実現するため、非核三原則を堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。